



# しあわせ便り

第36号

しあわせ創研が「長島町の皆様だけ」に、しあわせをお届けします。

発行者：しあわせ創研(社会保険労務士事務所)  
社会保険労務士 門元 隆臣  
携帯電話：090-5249-4848

鹿児島県出水郡長島町蔵之元230番地 〒899-1301

Fax/Tel: 0996-88-5326

Mail: info@shiwase-ci.com

WebPage URL: http://shiwase-ci.com/

スマホ登録  
QRコード



～ご相談はご連絡いただければ当方が伺います～

しあわせ便りは一人の社会保険労務士、門元隆臣の個人的見解を発信しているものであり、他の社労士諸氏にはまた別の考え方もある旨ご承知おきください。

## ◆気になるあれこれ「令和3年度の重要な法令改正」

少子高齢化で労働人口が減少し、さらに新型コロナウイルスの影響で雇用環境が厳しくなるなか、経済社会の活力を維持するため、改正高齢者雇用安定法(高齢者就業確保措置)が令和3年4月から施行されます。

対象となるのは以下の事業主です。

- ・ 定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・ 65歳までの継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く)を導入している事業主

次の①～⑤のいずれかの措置を講じるように努める必要がある。

- ① 70歳までの定年の引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度(再雇用・勤務延長制度)の導入  
\* グループ会社、他の事業主によるものを含む
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入  
a 事業主自らが実施する社会貢献事業  
b 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業  
\* ただし、制度導入は過半数労働組合等の同意が必要

上記の措置を講じるにあたっての留意事項(指針)は以下のとおりです。

- ・ 労使間で十分に協議し、高齢者のニーズに応じた措置を講じる。
- ・ 複数の措置を講じることも可能だが、対象者の希望を尊重し決定する。
- ・ 対象者を限定する基準を設ける場合、過半数労働組合等の同意を得る。
- ・ 従前と異なる業務に就く場合、事前に研修や教育を十分に行う。

また、講じる措置や基準は労使で十分に協議して定め、恣意的に対象者を限定するなど、法の趣旨や公序良俗に反するものは認められない。

これまでは65歳までの雇用確保が義務となっていました。4月以降はこれに70歳までの就業確保の努力義務が課せられます。

努力義務なので強制ではありませんが、早い段階での制度の導入や、就業規則の改定等の対応が望まれます。

・ 定年制度、継続雇用制度等の制定、見直しには「65歳超雇用推進助成金」が活用できますので詳しくは、しあわせ創研までお問い合わせください。

### 4、5月の総務課ダイアリー

- ・ 4月30日…社会保険料納付期限 \*健康保険料率改定分
- ・ 5月10日…源泉所得税、市町村民税納付期限(4月中の支払給与分)

### お知らせ

しあわせ便りは今号をもって休刊します。ご愛顧ありがとうございました。

今後はホームページで情報発信をしていきますので、ぜひご覧ください。

4コマまんが

行け、しあわせさん!!

Vol.36 小さなしあわせ、いつまでも

